

平成25年度第4回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

- 1 日 時 平成25年11月11日（月）10時から11時30分
- 2 場 所 市役所車庫棟 5階 大会議室
- 3 出席者 13名
長野 美和子 委員、沖 則文 委員、石山 滋子 委員、坂上 禎規 委員
越智 千鶴子 委員、檜垣 マサ子 委員、渡邊 美保子 委員
高橋 利夫 委員、阿部 由美子 委員、山田 初代 委員、可児 正紀 委員
横井 良枝 委員、関 福生 委員
- 事務局 人権擁護課課長 武方 弘行、副課長 曾我部 裕彦
- 欠席者 7名
太田 嘉一 委員、篠原 茂 委員、久石 保 委員、伊藤 孝嗣 委員、
白石 真奈美 委員、山田 ミワ子 委員、羽田 雅晴 委員
- 4 傍聴人 なし
- 5 協議題
(1) 新居浜市人権施策基本方針の見直しについて
(2) その他

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、平成25年度第4回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

本日は、13名の委員のご出席を頂いており過半数を超えておりますので、審議会規則第5条第2項より、本会は成立している事をご報告いたします。

それでは会長、宜しくお願いします。

会長

おはようございます。

第4回目の審議会になりますが、第3回目の審議会で色々ご意見がでたものを修正しておりますので、それについてのご審議をいただきたいと思います。

事務局

前回同様に、訂正箇所を赤字と青字とで色分けしてお配りいたしました。最初の1ページで前回の審議会のなかで、高橋委員さんから出たご意見「実態的差別はいかなものか」について、「概ねその目的が達成できる状況となったことから、2002（平成14）年3月末をもって特別対策は終了し、残された課題については、一般対策により対応することになりました。」と変更いたしました。

それ以降については、前回の審議のなかで承認を受けたものは青字、間違っていた部分を訂正したものは赤字で表しています。

4ページの子どもの部分ですが、「防止対策推進法」と入れさせていただきました。これも前回の話の中で明確にするようにと言われ訂正いたしました。

次の5ページで「子育て支援総合推進モデル市」に指定についても、どこが指定したのか分かるように明記するよう言われましたので、「厚生労働省より」と明記いたしました。

それと「いじめ相談ダイアル24などを」の「を」の部分を「が」に訂正していただければと思います。

あと7ページなども少し赤字がありますが、省かせていただき、8ページの高齢者のところで、「高齢者虐待防止法」を新しく入れさせていただきました。

9ページも前回ご審議いただいた結果、赤い字で訂正させていただいております。また、ご指摘のありました「取組」や「取り組む」などの部分も直しております。

障害者で11ページの（ウ）働く場の提供を追加し、「社会参加、経済的自立を促進するために、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携しながら、雇用の場の拡大、就労機会の提供、就労継続支援など、総合的な施策を推進します。」を追加いたしました。15ページの外国人のところも「新居浜市国際化基本計画」の5カ年計画が終了したことから、最後のところに「これからも行政と市民、市民団体、学校や地域、民間などが一緒になって多文化の共生する新居浜市をめざします。」を追加いたしました。

あと、19ページのなかで、会長からの指摘があった部分の「負担金の支出し」と記載しているところを「負担金の拠出」という表現に変えさせていただきました。

それと、21ページのアイヌ民族の用語解説のなか、「ユーカラともいいます」の表現がおかしいのではないかの意見から、除けた方がいいとなりましたので削除いたしました。

ほか、部分的に赤字や青字がありますが、課題別については以上です。

会長

修正箇所についてのご意見又は更に追加変更がありましたら意見をお願いします。

同和問題のところでも特別対策についてと三行ほど追加されていますが、これでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

子どものところでも三行ほどの追加がありましたが、よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

高齢者のところで、大きな修正は8ページの「高齢者虐待法」について追加しておりますが、よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

障害者のところでは、9ページの中ほどの閣議決定などを追加した部分や、「障がい」の表記の問題や11ページが（ア）（イ）までだったのを（ウ）を追加したのと、（イ）の標題を「障害福祉サービスの充実」としたことや（ウ）「働く場の提供」を追加したことについて、何かご意見などありませんか。

委員

異議なし。

会長

外国人では「新居浜市国際化基本計画」の5カ年計画が今年度で終了することにより、その後はどうなるのかの意見から、それについて「これからも」から二行ほど追加しておりますが、これでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ハンセン病は特にありませんが、これでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

犯罪被害者も特にはないですが、次の刑を終えて出所した人では、「本人の努力にもかかわらず」と追加がありますが、よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

あと、アイヌの人々、インターネット等による人権侵害、北朝鮮による日本人拉致、その他については大きく変わる場所はないですが、これでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

課題別についてはこれで終わります。次をお願いいたします。

事務局

それでは、「新居浜市人権施策基本方針」の前説について、前回、ご審議いただき意見があったものを訂正しております。

大きな変更はありませんが、6ページの6行目に赤字で「東日本大震災に起因する人権問題について」と訂正してありますが、これは前回の審議のなかで「震災差別」という言葉が適正・適当なのかの意見を基にいろいろ調べまして、この表現に変更させていただきました。

委員

東日本大震災で新居浜市へ引っ越してこられた方はおられるのですか。

事務局

当時は一時的に避難されていた方がおられましたが、いま現在おられるかどうかは確認しておりません。

委員

分かりました。

事務局

7ページの一番下の段で表現的におかしいということで、「この審議会を」追加いたしました。8ページの「学習会」という表現も会長からおかしいといわれましたので、「教育や啓発」に変えさせていただきました。あとは、「人権尊重の」と入れたりしておりますが、大きくは変わっておりませんので、ご審議をお願いします。

会長

今の前説分の説明では大きくは変わっていませんが、語尾とか用語が少し変えているのと東日本大震災のところが少し変わっているようですが内容的には同じなので、これについては一括してのご意見をお願いします。

委員

11ページの「パワーハラスメントは〔権力や地位を利用した嫌がらせ〕という意味で用いられる言葉」とありますが、どこの企業や社会でもあるかと思いますが、長く勤めていると新しく入ってくる方は必ずしも上司ではない。一般には普通の人ですけど、後から入ってくると分からない。教えない、言わないなどの事象は一般企業でも役所でもあると思いますが、前々回くらいの会のなかでパンフレットを作って、ほうぼうに配るように言ったのですが、自分はなんでも知っているが後から入社した人に十分に教えない、いわゆるパワーハラスメントに該当すると思いますが、新居浜市においてはそんな人を安心して就労できるようにしていただきたい。

会長

いわゆる事業内のいじめですかね。

委員

各事業所や会社・役所でもあろうかと思いますが、絶対なくしてほしいと思います。

会長

そのようなことが無いよう、企業等における人権啓発の推進のなかに含まれてくると思いますが。

委員

確実に実行するような方法をとっていただきたい。

事務局

新居浜市には愛媛県人権教育協議会新居浜支部というものがあり、そのなかに組織企業部会がありまして、建設業協会など市内の企業のなかで、組織が約35ほど加入しているのですが、その組織企業部会のなかで、年3回部会を開いておりそのなかで、企業としての社会的責任とか企業内での人権問題の研修をしております。

また、企業内での講座とか企業セミナーを呼びかけしております。それと企業が果たすべき人権課題に対する役割をパンフレットをお配りして啓発等に努めております。

今現在も行っておりますし、これからも引き続いて行いたいと思っております。

委員

パンフレットとか会合をもつだけでなく、実際に実行していただきたい。

会長

実行については、どの項目についても共通して大切ものなので、文章にただけでは駄目なので、それぞれの分野で具体的に行動していき、企業については今の説明どおり具体化していくことです。また、人権教育協議会に加盟している企業以外でもセミナーや講座など、年中、出かけて行き具体的に話をしていますが、絵に描いた餅にならないようにと言うことですね。

委員

やがてそれが、新居浜市に就職してよかった、住んでよかったに繋がると思います。

会長

前説の方はこれをお願いしたいと思います。

次に概要版の説明をお願いします。

事務局

概要版は今回新規でご審議いただくのですが、概要版は先ほど説明した前説と同じものなので、前説と同じ個所を変えておりますのでイコールでなければ駄目なので違っていら言ってください。

1 ページにつきましても少し表現だけ変えたり、間違えていた「一人一人」などを直しております。あと2 ページもそうなんです、大きく変えたところはありません。前説と同じ「この審議会を」設置しますとか、5年後を「目途に必要な」についても、前回審議していただいたものを入れております。3 ページにおいても前説同様、変えた部分も同じ物なので、「教育や啓発」「人権尊重の」「児童生徒」などに改めたり前説と同じになるよう変えました。4 ページに関しても前説で変えたものと同じになります。5 ページですが、一番下の障害者のところをひらがなの「がい」に直してないので、後で訂正しておきます。

障がい者のなかで、四角の中に三行ほど書いてありますが、これも前説と同じようになるように変えさせていただきました。「女性」、「外国人」の6 ページについても表現的な誤りの部分を直しております。

委員

障害者のところで、「障害者の権利擁護」のところの害は直さないのですか。

会長

枠で囲んでいるところの「障害者の権利擁護」の「害」は法律名ではないのでひらがなだと思いますが。

委員

課題別と一緒にひらがなだと思いますが。

事務局

「障害者の権利擁護」の「害」はひらがなですね、失礼しました。

次の「障害者福祉サービス」の害もひらがなですかね。

委員

制度としての障害者福祉サービスで「障害者総合支援法」に載っているのであれば、漢字のままでいいと思います。

概念的な障がい者福祉サービスなら、ひらがなでいいと思います。

委員

私は障害者団体から参加させていただいてますが、文字とかでは拘っていません。

事務局

新居浜市では障がいのある方に配慮しまして、「害」という漢字のイメージが悪いのでひらがな表記をすることに決まっておりますが、法律等で決まっているものは変えられませんが。

会長

かぎカッコで表すものは漢字で、外れているものはひらがなで統一してはどうか。

事務局

検討させていただきます。また、福祉の方にも確認してみます。

委員

概要版は市民の皆さんに配ったり配布したりするのでしょうか。

事務局

窓口においてありますし、行事等がありましたらお配りしております。

補足ですが、各課題別や前説のご審議をいただいたのですが、その文面をそのまま載せております。それと、概要版5ページの高齢者ですが、カッコで囲んだところに、課題別

で（ウ）「制度の活用」として追加した言葉が抜けておりました、失礼しました追加しておきます。

あと、最後のページで「東日本大震災に起因する人権問題」とか「ホームレス」が抜けておりましたので追加いたしました。

会長

概要版のほうでご意見ございませんか。

課題別、前説、概要版とご審議いただきましたが、全体を通して何かご意見ございませんか。

ないようでしたら事務局から次回の予定などについて説明をお願いします。

事務局

お忙しいなか、ご審議いただきありがとうございます。

今回、ご意見や訂正箇所を承りましたので、きちんと直すなり調べるなりして訂正しておきます。

この訂正したものをパブリックコメントの方に図りまして、市民のみなさんからご意見をいただきます。それをもって2月の初め頃にこの会を開かせていただいて、最後のご審議をしていただきます。

パブリックコメントは約1ヶ月間の期間がありますので、その間、市民の方から色々ご意見をいただき、それに対してどの様に対応するかご審議いただき、最終的な案を出していただきます。2月ということで期間が少し空きますが宜しくお願いします。

委員

最後にアイヌの人について何か問題になったのか自分自身経験が無いのですが、新居浜市では過去になにかあったのですか。

事務局

新居浜市ではありませんが、全国的というより特に北海道で問題となっております。

会長

その他ございませんか。

無いようなので、本日はこれで終わらせていただきます。